官

別表二

 ○農林水産省令第五号
 ○農林水産省令第五号

○農林水産省令第五号 改

地	公一(第九条関係	
域	(水)	改
植		正
物		後
検疫有害動植物)		
	別	
地	表二(第九条関係)	
域		改
植		正
物		前
	域 植物 検疫有害動植物) 地 域 (備考 (対象とする)	地 域 植 物 検疫有害動植物) 財表二(第九条関係) 川表二(第九条関係)

農林水産大臣 **齋**藤 健 植物(付表第二、第三十六、第四十

ふともも属植物、マンゴウ属

及び第五十九に掲げるものを除

ル、ベネズエラ、ペルー、ボ 及びプエルトリコを除く。)、 カラグア、西インド諸島 ミューダ諸島、アルゼンチン、 ルツェゴビナ、ポルトガル、 ドイツ、ハンガリー、フラン プロス、ギリシャ、クロアチ オーストリア、オランダ、キ く。)、ハワイ諸島 ストラリア(タスマニアを除 リビア、ホンジュラス、オー コスタリカ、コロンビア、ニ ルサルバドル、グアテマラ、 ウルグアイ、エクアドル、エ ロ、ロシア、アフリカ、バ マケドニア旧ユーゴスラビア ス、ベルギー、 ン、スロベニア、セルビア、 ノン、アルバニア、イタリア、 (キューバ、ドミニカ共和国 (ナマ、パラグアイ、ブラジ コソボ、スイス、スペイ マルタ、モンテネグ ボスニア・ヘ 植物、 く。)、パパイヤ属植物(付表第一に ぐり属植物、すのき (こけもも) 属バ属植物、コーヒーノキ属植物、す るみ属植物、くわ属植物、コッコロ ボチカバ、そらまめ、 ミクロフィラ、コラロカルプス・エ ス・ディプサケウス、コッキニア・ ツ、きばなきようちくとう、ククミ ブ、カシューナッツ、キウイフルー 掲げるものを除く。)、ばんじろう属 していないバナナの生果実を除 植物、とけいそう属植物、ドビアー ものを除く。)、カリッサ属植物、く かき属植物(付表第四十一に掲げる いちじく属植物、いんげん属植物、 マメーリンゴ、りゆうがん、れいし なつめやし、ナンセ、 リプチクス、ごれんし、ざくろ、ジャ ぶどう属植物(付表第三、第五十四 びやくだん属植物、 んし属植物、バショウ属植物(成熟 リス属植物、なつめ属植物、にんめ ら、にがうり、フェイジョア、ポポー 属植物、ひいらぎとらのお属植物、 、ぱんのき属植物、ばんれいし ふくぎ属植物、

なんようざく てりはぼく、

ストラリア(タスマニアを除 リビア、ホンジュラス、オー ウルグアイ、エクアドル、エ ミューダ諸島、アルゼンチン、 共和国、マルタ、モンテネグ マケドニア旧ユーゴスラビア ルツェゴビナ、ポルトガル、 ドイツ、ハンガリー、フラン プロス、ギリシャ、クロアチ ル、ベネズエラ、ペルー、ボ パナマ、パラグアイ、 及びプエルトリコを除く。)、 カラグア、 ルサルバドル、グアテマラ、 ロ、ロシア、アフリカ、バ ス、ベルギー、ボスニア・ヘ オーストリア、オランダ、キ コスタリカ、コロンビア、ニ ン、スロベニア、セルビア、 ア、コソボ、スイス、スペイ ノン、アルバニア、イタリア、 (キューバ、ドミニカ共和国 ハワイ諸島 西インド諸島 ブラジ れんし、 く。)、ばんじろう属植物、ぱんのき ナナの生果実を除く。)、パパイヤ属 ゴ、りゆうがん、れいし、いちじく ナンセ、なんようざくら、にがうり、 らまめ、 ナッツ、キウイフルーツ、きばなき 属植物、ばんれいし属植物、 バショウ属植物(成熟していないバ なつめ属植物、 そう属植物、ドビアーリス属植物、 すのき(こけもも)属植物、 く。)、カリッサ属植物、くるみ属植 属植物、いんげん属植物、 フェイジョア、ポポー、マメーリン コラロカルプス・エリプチクス、ご ケウス、コッキニア・ミクロフィラ、 ようちくとう、ククミス・ディプサ ぎとらのお属植物、びやくだん属植 コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、 (付表第四十一に掲げるものを除 くわ属植物、コッコロバ属植物、 ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付 (付表第一に掲げるものを除 ざくろ、ジャボチカバ、そ てりはぼく、 にんめんし属植物、 なつめやし、 かき属植 ひいら とけい

掲げるものを除く。) 及びみかん科植 ら科植物(付表第三及び第三十一に 第四十二に掲げるものを除く。)、ば ものを除く。)の生果実 第四十五及び第五十六に掲げる (付表第四から第八まで、 なす科植物(付表第三及び

第三十

除く。)及びみかん科植物(付表第四

第三十九、

第四十五

表第三及び第三十一に掲げるものを

及び第五十六に掲げるものを除く。

掲げるものを除く。)、ばら科植物(付

第三十五に掲げるものを除く。)、な

^科植物(付表第三及び第四十二に

てつ科植物、さぼてん科植物(付表

もたまな属植物、

わた属植物、

あか

ものを除く。)、もちのき属植物、も

属植物、ももたまな属植物、

わた属

三に掲げるものを除く。)、もちのき

植物(付表第三十五に掲げるものを

あかてつ科植物、さぼてん科

げるものを除く。)、ふともも属植物、

表第三、第五十四及び第五十九に掲

マンゴウ属植物(付表第二、第三十

第四十三、第五十一及び第五十

第五十一及び第五十三に掲げる

官

ミバエ)

Bactrocera tryoni (クインスランド

略

この省令は、 **附 則**

公布の日から施行する

付表 四~ 六十四 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカ アを除く。)、ニュー・カレド ニア、パプアニューギニア、 〜六十三 ドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの フランス領ポリネシア 十七七 オーストラリア(タスマニ 略 略 (略) 九に掲げるものを除く。)、まるめろ、 を除く。)、アセロラ、アボカド (付 れいし属植物、 けいそう属植物、なす属植物、 属植物、かき属植物、きいちご属植 ご、れいし、わんぴ、アクロニチア フェイジョア、ぶどう(付表第五十 がらし、トマト、なし、なつめやし、 オリーブ、カシミロア・テトラメリ グラウカ、オプンティア・フィク 表第六十四に掲げるものを除く。)、 かんきつ類(付表第七に掲げるもの 生果実並びに成熟したバナナの生果 リニア属植物及びあかてつ科植物の のを除く。)、ももたまな属植物、口 め属植物、にんめんし属植物、ばん ムラーヤ・エキゾチカ、もも、りん ヒロセレウス・メガランサス、びわ、 パパイヤ、ばんじろう、ぱんのき、 テ、すもも、せいようかりん、とう ントール、しまほおずき、シロサポ ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サ ス・トリフォリアタ、こだちとまと、 スーインディカ、おらんだいちご、 あんず、いちじく、エレモシトラス・ ンゴウ属植物(付表第二に掲げるも 略 略 すのき(こけもも)属植物、と くわ属植物、コーヒーノキ属植 きだちとうがらし、グリコスミ カシューナッツ、キウイフルー ふともも属植物、マ ミバエ) Bactrocera tryoni (クインスランド 略 略 匹 (新設) ~六十三 アを除く。)、ニュー・カレド フランス領ポリネシア ニア、パプアニューギニア、 十七 オーストラリア(タスマニ 略 略 んず、いちじく、エレモシトラス・ を除く。)、アセロラ、アボカド、あ かんきつ類(付表第七に掲げるもの リニア属植物及びあかてつ科植物の のを除く。)、ももたまな属植物、 ンゴウ属植物(付表第二に掲げるも れいし属植物、 けいそう属植物、なす属植物、 属植物、かき属植物、きいちご属植 ご、れいし、わんぴ、アクロニチア パパイヤ、ばんじろう、ぱんのき、 がらし、トマト、なし、なつめやし、 テ、すもも、せいようかりん、とう ントール、しまほおずき、シロサポ スーインディカ、おらんだいちご、 グラウカ、オプンティア・フィク 生果実並びに成熟したバナナの生果 め属植物、にんめんし属植物、ばん ムラーヤ・エキゾチカ、もも、りん 九に掲げるものを除く。)、まるめろ、 フェイジョア、ぶどう(付表第五十 ヒロセレウス・メガランサス、びわ、 ス・トリフォリアタ、こだちとまと、 オリーブ、カシミロア・テトラメリ ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サ 略 略 くわ属植物、コーヒーノキ属植 すのき(こけもも)属植物、と きだちとうがらし、グリコスミ カシューナッツ、キウイフル ふともも属植物、マ

なつ

略